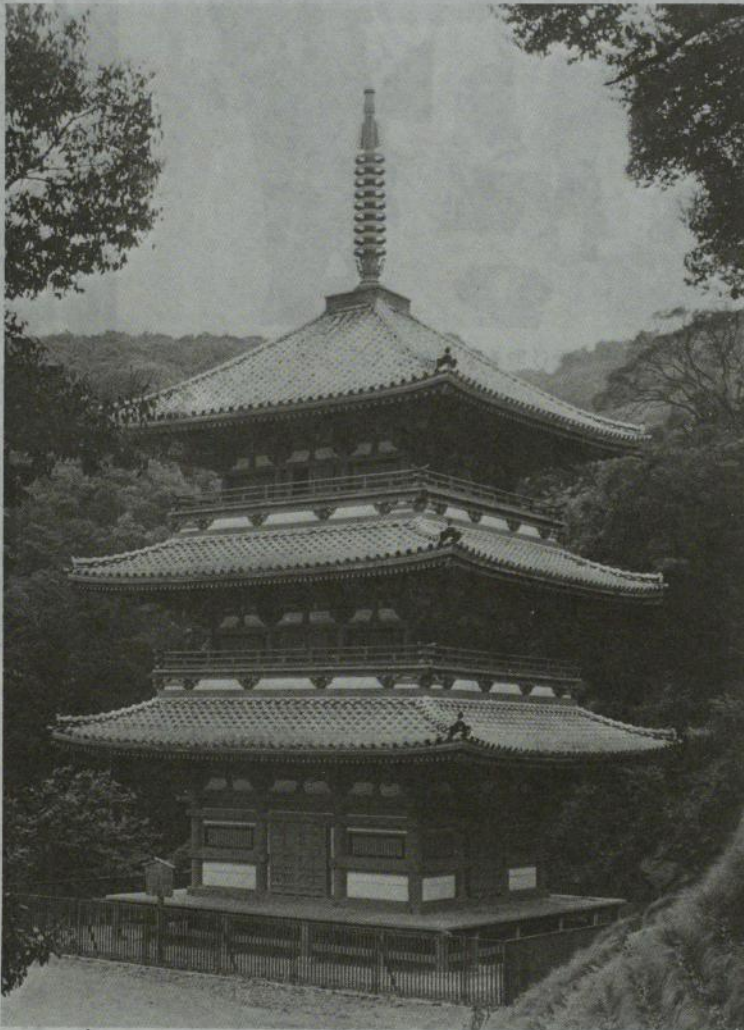


全仏

9/57



筑後・清水寺三重塔 (福岡県瀬高)

自然とともに

夏も終りに近づいて、ようやく本来の暑さが戻ってきたようだが、今年は何らかの形で被害を受けた方も多いと思うが、中でも集中

豪雨とそれに引き続いての台風は長崎地方をはじめとして、各地に大きな被害をもたらした。天災といえはその通りかもしれないが、乱開発による自然の破壊が被害をより大きくしたのではなからうか。目先の便利さ、豊かさを求めるあまり、自然の流れを無視した安易

な開発を続ける限り、同じような惨事を繰り返すおそれがある。我々は、いま一度、自然の中に生かされていることに思いをいたし、後世の人々が先人の愚挙をなげかぬように心したいものである。

昭和57年9月1日

文化財保護に要望書

文相、自民党へ提出 全仏



要望書を受け取る小川文部大臣

去る七月六日、「国宝・重要文化財の修理・管理・防災事業の充実についての要望書」が、小川文部大臣及び自由民主党あてに提出された。

この日、全仏の小野島事務総長、北山国際文化局長、阿純孝文化財相談員、山田文化部長、野生司主事の五人は、直接文部大臣をはじめとする関係者に、仏教

文化財の現状を説明し、その保護を要請した。

特に今回の要望書は、初めて、保護を要請する団体名および物件名を具体的に記載するなど、きめ細かい内容が特徴となっている。これは、文化部が、三月から実施していた文化財の状況調査（加盟団体へのアンケート調査）をもとに、ま

とめられたものである。

△国宝・重要文化財の修理・管理・防災事業の充実についての要望書▽

財団法人 全日本仏教会
理事長 本多 賢純

国宝・重要文化財は、我が国の歴史文化の正しい理解のために欠くことの出来ないものであり、細心の注意をもって修理・管理・防災等に努め、子孫に永く伝えるべき貴重な文化遺産であります。

私ども所有者はその自覚のもとに保存管理に日夜苦心を重ねておりますが、窮迫した財政状態等により、保存に必要な措置を講ずることが困難となっております。このままでは文化財保護に問題を生ずるおそれがあります。

私どもも文化財所有者の立場から最善の努力を傾けておりますが、国においても文化財の保存管理事業の充実をめざし、次のように各項目について格別の財政措置を講ぜられるよう、切に要望いたします。

記

- （一） 国宝・重要文化財等保護対策の充実
- （二） 伝統的建造物群の整備充実
- （三） 文化財保存施設の整備

全仏輪袈裟

こげ茶、法輪マーク付き
¥一、五〇〇円

法輪バッチ

径1cm、ネジ式
¥一、〇〇〇円

日の丸・仏旗バッチ

¥五〇〇円

お寺に仏旗をかかげよう

大たて	140C-よこ	210C	¥13,000円
中	90C-	135C	¥5,000円
小	70C-	100C	¥3,000円
手旗	35C-	50C	¥1,500円

別染製 堅牢 (全日本仏教会制定意匠登録済)

各地区仏教会でまとめて御注文の際は
価格の御相談に応じます。

(財)全日本仏教会

第15回

日本仏教文化会議

パネルディスカッション方式で

「仏教の死生観」テーマに

来月二十二日開催

第十五回「日本仏教文化会議」は、左記の通り開催されることがましました。

テーマ 仏教の死生観—幸福な死に方とは—
期日 十月二十二日(金)

会場 日本教育会館(東京一ツ橋)
主催 財・全日本仏教会
財・国際仏教交流センター

過去、この会議では「生命科学と仏教」、「アジア開発と仏教」などをテーマにシンポジウムがもたれ、多大な成果をあげてきましたが、本年はちようど

第十五回をむかえることもあって、これまで研究者中心だったやり方から、加盟団体やマスコミにも広く参加を呼びかける、パネルディスカッション方式へ変更するなど、新機軸をうちだしています。

また内容は、臨終の際、病院など医療現場において、人間性の尊厳が著しく失われている状況の中で、現代における「死」の問題に、正面から取り組むことを目指しています。高齢化社会が進み、「安楽死」、「ホスピス」など仏教者が社会から問われている課題は、非常に広範囲といえます。一人でも多くの方にご参加いただき、共に考えていきたいと思ひます。

国税庁長官に要望書

日宗連「法人税通達改正」で

財団法人日本宗教連盟では、去る五月二十八日、国税庁長官に対して、「法人税基本通達等の一部改正」についての見解」と題する要望書を提出した。

これは、国税庁が昨年十一月に行った長官通達の中心をなす、公益法人等に対する収益事業課税に関する事項が、公益法人の税の問題にとどまらず、信教の自由を侵害する疑いがあるとの危惧に基い

たものだった。

要望書は特に、通達の基通15-1-1(公益法人等の本来の事業が収益事業に該当する場合)ならびに、基通15-2-1

14(公益法人等の確定申告の添付書類)の廃止を求め、今後、税務行政の実施にあたっては、宗教法人の意見を十分に聴取し、宗教法人法第八十四条に示される宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重

されることを強く要望いたします」と結んでいる。

日本宗教連盟は、さらに七月二十二日、信教の自由を守るためには、各宗教法人が、適正公正な管理運営を実施しなければならぬとの認識に立ち、左記のよう

な申し合わせを発表した。
△信教の自由を守るため、宗教法人の適正公正な管理運営に関する申し合せ

本連盟は、去る昭和五十七年五月二十八日国税庁長官に対し「法人税基本通達等の一部改正についての見解」を提出、本通達の一部廃止をも要請いたしました。

寺院用具

浅草通り五鳳会加盟店

株式会社 浜田商店

東京都台東区寿2-10-9 (地下鉄田原町駅前)

電話 代表 (841) 4965

いうまでもなく信教の自由を守ること、私達の責務でありますが、そのために各宗教法人は、宗教法人法にもとづき、自主・自律・自浄の原則に立つ適正公正な管理運営をいたさねばなりません。本連盟は、宗教法人に対する社会的要請の昂まっている現在の状況にかんがみ、宗教法人の運営に関しまして、さらに一層の配慮をするとともに、各加盟団体に対してこの趣旨の徹底がはかられるよう、ここに申し合わせをいたします。

昭和五十七年七月二十二日

- 財団法人 日本宗教連盟
- 理事長 坂田安儀
- 理事 本多賢純
- 理事 亀谷莊司
- 理事 篠田康雄

第九回税務委員会

理事 庭野 日 敬
理事 小口 偉 一

第九回税務委員会は、八月二日午後一時から、明照会館会議室で開かれ、豊田総務局長挨拶のあと、鈴木委員長を議長に入った。

①県仏代表者会議の報告

神野副委員長から、去る六月二十三日

来月、同和研修会

……「仏教徒の行動」テーマに……

昭和五十七年の同和研修会は、「仏教徒の行動―光は命とともに―」をテーマに、左記の要領で開催されることが決定しました。

日時 十月二十七―八日（一泊二日）

会場 高野山教化研修道場

（和歌山県伊都郡高野町）

基調講演 「紙面に見えざる宗教者」

（朝日新聞編集委員・田村正男氏）

開催趣旨

朋に覚者の前に膝下し、その道を問ひ、祖師、開山、開祖の歩まれた生命に学び乍ら、我々は、まさに仏教徒と名のり、その道を示唆する三界の大導師として逡巡する事なく、その歴史性の中で誇りをもち、しかし大衆と共に、あった筈の私たちは、大衆の苦悩に共感し、共に真如一実の道を歩む事に遅れを、とった事は現

札幌市で開催された県仏代表者会議について報告があった。

②県仏税務アンケートのまとめ方について

各県仏から返ってきた税務アンケートを検討した結果、税務についての手引書を作ることができ、そのために原案作成を行う小委員会を設ける、また、アンケート未提出の各県仏には、速やかに提出をお願いすること、など決定された。

代の世相にみる宗教氾濫の混沌とした事実に明白であります。換言すれば数学論を振りかざし、又大伽藍に腐心し、確かな伝導者、求道者を見失なつて、その権力証左を宗教に求める思い余つた驕慢は確かに多くの大衆に対する背信であつた面も認めざるを得ません。

多くの反省に立って、委員会は昨年引続き全日仏加盟教団の真实性にかけ、又仏教徒として、夫々一宗一派に於ける、その生活性と社会性を証す為の行動として、右記の如く研修会を開催するもので、あります。

同和委員会ひらく

第二回同和委員会は、去る六月九日、京都の平安会館会議室で開催された。

最初に、委員会の開催について話し合われ、これまで年十回開かれていた委員会を、予算面ならびに内容を充実させる

意味から、年七回とすることが決められた。つづいて、WCRPと全仏の関係、全仏大会における同和委員会の位置、などに対して、各委員から活発な意見が寄せられた。

ルンビニー委員会

補正予算書を承認

第十一回ルンビニー復興日本仏教徒委員会は、去る七月六日午後一時から、明照会館会議室で開催された。

北山国際文化局長挨拶の後、事務局から五月二十六日に開催された全仏理事会で訂正された「ルンビニー復興日本仏教徒委員会規約」の報告がなされた。そのうち、第二条「事業」の第二項が、理事会で「日本に指定された地域の整備」と変更されたことに伴い、復興予算書の中の事業費の第二項の検討が行われ、事務局で作成したルンビニー復興補正予算書が承認された。

打本顕真師の創作詩

北海道大会で大きな感動

去る六月二十四日、札幌市で開催された第二十九回全日本仏教徒会議北海道大会の開会式典で、打本顕真師の創作詩が朗読され、参加者に大きな感動を与えた。

これは「如何に生くべきか」という題で、北海道大会のためにわざわざ創られたもの。そこで大会に参加できなかった方のためにも、紙面でご紹介することにした（五頁）。

全日本仏教会推薦

第16回 現代名僧墨蹟展

- ◎仙台会場・藤崎・5階ギャラリー 9月10日～9月15日
- ◎京都会場・大丸・5階画廊 10月21日～10月26日
- ◎鳥取会場・北条町中央公民館 11月12日～11月15日
- ◎広島会場・福屋・7階画廊 12月16日～12月22日

墨蹟展図録『墨蹟』を一部1600円（送料別）にて頒布しています。申込みは主催者まで。

主催・財団法人 全国青少年教化協議会
後援・読売新聞社・日本テレビ放送網・報知新聞社

〒161 東京都新宿区上落合2-29-14
TEL 03(364)2641・2

如何に生 くべきか 打本顕真

仏陀釈尊 私はいま

深い感動と慚愧の思いに包まれて
あなたの前に立つ

あなたのひとつひとつのことばに
強くとらえられながら

あなたからは限りなく遠くにいる私の
いまが思われてならない

「私は二十九歳で善を求めて出家した
私は出家してから五十年余となった

正理と法の領域のみを歩んできた
これ以外には

「道の人」なるものも存在しない」
涅槃への枕辺にあつて

釈尊最後の弟子への説法が
二千五百年の歴史を超えて

私を問い続けてやまない
僧衣を身にまとい

私は「道の人」たりえているか
どれほど法の領域に生きてはいるか

法を語りながら
法をむさぼる寄生虫になつてはいないか

一切皆苦を語りながら 人間苦を
生活苦にすりかえ 祈禱に没頭して

現実を見失つてはいないか
激しいカースト制度の社会にあつて

それを懸命に超えようとされた
釈尊に連なる者として いわれなき

差別に喘ぐ同和の人々の痛みに

私は本当に応えようとしたことがあるか
そして 大地を追われことばを奪われて
差別にうめく人々の叫びに

私はどれほど聞こうとしていたのか
不殺生を唱えながら 戦いに身を委ね

その事を許してはこなかったか さらに
どれほどのいのちを虚しくしてきたか

正理と正行とに於て私は
成仏への道を真摯に歩む

真の仏弟子として生きてはいるか
仏語に虚妄なしと臆面もなく言つて

虚妄にし続けてきたのは私ではないのか
仏法を破る仏法者になり果てていないか

総じて 本當に ほんとうに
私はあなたの遺弟たりえているか

私が如何に仏法者として
生きてはいないか

その事を明らかにせぬかぎり
如何に生くべきかの論議はむなししい

しかし それにも拘らず
仏語に順じていないが故に いよいよ

仏陀の言葉が金言として慕われてならない
もう しない事を

できない事にはすりかえまい
拙くとも 自利利他円満する仏への道を

真摯に歩もう かぎりなく
不殺を唱え実践してゆこう

我欲の祈りに代えて
ここから生きる道を語ろう

仏語に順じて
被差別に生きる人の涙とともに生きよう

たとい愚かな歩みではあつても
世尊の声に聞く仏法者として とともに

ともに 世界に僧伽を成就してゆこう

シリーズ仏教語 ⑤

特定の仲間の間だけに
通じるように仕立てられ
た語のことを、一般に隠
語という。犯罪映画など
でよく使われる「ホシ」
（犯人「デカ」刑事）「ガ
イシャ」（被害者）などの
類である。遊び人の間で、
「ブクロ（池袋）」「ザギ
ン（銀座）」「ジユク（新
宿）」などという隠語が、
地名呼称として使われて
いることも、ご存じのとおりである。

隠語あれこれ

の隠語がつくられ使われていた。有名
なのは「般若湯」や「大黒」であろう。
いうまでもなく、前者は酒のこと、後
者は僧侶の妻（梵妻）の意味である。
タコ（蛸）を天蓋に擬し、肉を豆腐で
表現するのも、知識学問を独占した坊
さんの知恵のあらわれといえるだろう。
例えば、女人禁制でやたら「女」を
口にできないため、それを「くノ一」
と分解してごまかしたり、けちんぼな
檀家の妻女に「銭紅（せんこう）禅定
尼」という、一見立派な戒名をつけて
やつて、内心は「ゼニクレナイ」女と
軽蔑、溜飲を下げていた坊さんもいる。

また、便所のことを「高野山」といつ
たのは「カワヤ」を「コウヤ」にかけ
た語呂合せであろうが、「いつも草木
（臭き）が絶えない山」と洒落（しゃ
れ）たのかもしれない。白い米の飯を、
ありがたない釈尊のお骨に等しいから、「シ
ヤリ（舍利）」おあし（足）のない客やす
ぐ転ぶ売春婦を「ダルマ」と教えたの
も、学ある坊さんの仕業である。
終りに隠語というより、むしろ符牒
といったほうがいいかもしれないが、
漢字の字画から数字の異名を思いつい
て実用に供した例を紹介しておこう。

- 一は 大無人（大の字の人をトル）
 - 二は 天無人（天の字の人をトル）
 - 三は 王無棒（王の字の棒をトル）
 - 四は 罪無非（罪の字の非をトル）
 - 五は 吾無口（吾の字の口をトル）
 - 六は 交無人（交の字の人をトル）
 - 七は 切無刀（切の字の刀をトル）
 - 八は 分無刀（分の字の刀をトル）
 - 九は 丸無点（丸の字の点をトル）
 - 十は 千無ノ（千の字のノをトル）
- これらを巧みに操つて、「お導師はゴ
ムコウ、役僧はテムムニンじゃ」など
と、葬式後の控室でお布施の中身を披
露しあつている、はしたない僧職の姿
を見たこともある。ともあれ、仏教界
の隠語にはそれぞれ学問的いわれが秘
められていておもしろい。
- （浄土宗出版室長・宝田正道）

法律相談室

回答・全仏顧問弁護士

長谷川 正浩

現在仏教界で行われている調査は右のうち①又は②ですので、この任意調査をうけるうえでの心構えを二、三あげておきましょう。

①、第一に任意調査は全て納税者の承諾が必要なこと。但し④についてはこれに依らないと罰則規定がありませんから注意が必要です。ですから、その調査が④であるのか②であるのか税務職員にたずねることがまず肝心です。

④であっても、その調査の理由と範囲を最初に伺っておきます。又、即答の義務や、その場で帳簿を見せる必要もありませんから、答えられないときは

税務調査のこころ構え

は「さがし出す」ことを含まないからです。

③、第三にプライバシーの権利は侵されないということ。ですから家計簿や、個人預金まで明らかにする必要はありません。現在の調査の多くは、住職らに支払った寺の源泉徴収に関するものですから、住職が戴いた給料をどのように使おうと、それは住職個人の問題であって寺院とは全くかわりないことです。

④、第四は宗教活動を妨害したり、寺院の信用を失墜させるような調査はできません。税務署がお布施の調査を

檀信徒に対して行って寺僧紛争の種になるというようなことは慎んでもらえるわけです。

⑤、第五に任意提出書や始末書要求されても、これに応ずる必要はありません。反対に、書類を預けたときは、預り証をもらっておくことが必要です。

⑥、第六に税務署長が一定の要件のもとに取引銀行に対し、取引内容を明らかにするよう調査票を発行することがありますが、この場合でも銀行はすぐに応ずる義務はありませんから、銀行に対しては、無断で税務署に取引内容を明らかにしないよう要求しておく

こともできます。

⑦、そして最も重要なことは、寺院の特性や慣習、信教の自由を侵すような調査は許されません。戒名料の明細や、過去帳を見せる必要は全くありません。

⑧、このように任意調査は色々な制約が伴うので税務職員も大へんです。税務職員としては、家計簿や、過去帳をみたいところですが、みせてもらわねばいけません。

以上のことを十分考慮したうえで、弁護士や税理士、地元の仏教会役員等適当な方に立ち合ってもらうとお良いでしょう。

⑨、帳簿をつけていなくても、税務署に何ら文句をいわれる筋合いはありませんが、ただ宗教学法上の備付帳簿をきちっとつけておくことは法人運営のうえで不可欠です。かつてのように寺院財産と個人財産の混交があったり、大福帳だけでは、この複雑な現代社会において十分な教化活動が行えないことも事実です。この点において日頃から、批判にたえるだけの十分な注意を払うことを忘れてはならないと思います。

なお、全日本仏教会では、毎月第二・第四火曜日午後一時から四時まで、長谷川先生による「法律無料相談室」を開設しています。お気軽にどうぞ。

【質問】 近ごろ、あちこちの寺院で税務署から調査があったときいています。拙寺も日頃から十分注意して帳簿類を精査しているつもりですが、うわさを聞くと何となく不安にもなります。調査に対する心がまえとして、どのようなことを考えておいたら良いのでしょうか。

(愛知県C住職)

【回答】 税務調査はつぎの三つに分かれます。

①質問検査権の行使としての任意調査 ②応答を拒否しても何ら不利益を課されない全くの任意調査 ③裁判所の令状を必要とする強制調査です(五月号参照)。

地に大きな被害をもたらしたが、特に長崎地方は記録的な豪雨により、多数の死者、行方不明者を出しました。

当会としては、二、三の加盟団体の要望もあり、地元の長崎市仏教会と連絡をとり、救援物資送付の仲介をとることに致しました。救援物資送付の御予定がございましたら、当会宛御連絡下さいませようお願いします。

全仏の局内人事

国際部長	鎌田良昭	7・31	退任
組織部長	山田訓康	8・1	異動
国際部長	田代弘興	"	異動
文化部長	杜多茂夫	"	新任
庶務主事	西尾貫之	"	異動
時局対策主事	塚田章憲	"	新任

長年にわたって国際部長として活躍されてきた鎌田部長が退職となりました。いろいろとありがとうございました。なおこれに伴い、右記のように人事異動が行われました。新任の杜多部長、塚田主事をよろしくお願い申し上げます。

掲示板

天台宗

▼中里徳海宗務総長の退任に伴い、新宗務総長に清田寂円師が選出された。

真言宗醍醐派

▼岩城秀雄宗務総長の退任に伴い、新宗務総長に麻生文雄師が選出された。

浄土宗

▼藤井法主の浄土門主推戴に伴い、大本山増上寺法主に中村康隆元大正大学学長が推戴された。

哀悼

麻布照海師(全仏評議員)

七月十二日、膀胱癌のため、東京麻布の自坊・善福寺で遷化、七十五歳。浄土真宗本願寺派・善福寺前任住職。これまでに、同派教区会議員、築地本願寺顧問、全仏事務総長などの要職を歴任、また、第十二回世界仏教徒会議日本大会では、事務総局長を務めた。

事務局(録事)

(七月)
六日 ルンビニー委員会
文化財要望書を提出

二十二日 日宗連理事會

二十六日 局内會議

二十七日 法律相談室

(八月)

二日 稅務委員會

麻布照海師本葬參列

六日 局内會議

九日 局内會議

十日 仏教文化財要望書提出

法律相談室

十八、二十日 部落解放夏期講座出席

二十四日 法律相談室

三十日 稅務小委員會

墓地の草取りとボウフラの防除はおまかせください!!

ネコソギ粒剤3ケースお買上げの方に散粒機進呈!!

チャンス・チャンスセール

いま散布すれば約6カ月間雑草の発生をおさえます。

いまがネコソギ粒剤を買うチャンス!!

ネコソギ粒剤は安全で、水にとかす必要もなく、散布するだけの除草剤です。いま3ケースお買上げの方に広い墓地も楽々散布ができる散粒機を進呈中!! ぜひこの機会にお買求めください。

いまがネコソギ粒剤を撒くチャンス!!

ネコソギ粒剤は雑草の生える前から草丈20cmまでの時に散布すると最も効果があり、その上約6カ月間雑草の発生をおさえますので、その間は雑草なし!! ぜひこの機会に墓地の除草をしてください。

散粒機で散布中



根までも枯らす強力除草剤

ネコソギ 粒剤

〈特長〉●安全
●水なし
●長く効く

3kg 100坪用
1ケース(3kg入×6袋)
36,000円を28,800円



ボウフラ・ウジの殺虫剤

オフナック 粒剤

●安全●水なし●長く効く

〈新発売〉250g入×10本
11,000円を9,800円



製造発売元



レインボー薬品株式会社

仏に仕える心の虹橋

東京都中央区日本橋本町2-5 〒103

☎03(241)4011 郵便振替 東京5-59298

昭和五十七年 九月一日発行
九月号 第二八一号

発行人 小野島 元 雄
編集人 北山 宏 明

発行所 財団法人 全日本仏教会

東京都港区芝公園四一七―四
電話〇三(四三七)九二七五